

寄付金受領証明書の発行に伴ない お届けの住所などに変更があったお客様へのお願い

認定特定非営利活動法人

アジアチャイルドサポート

平成26年9月26日、沖縄県より「認定NPO法人」の認定を受けました。よって個人の皆様が納めた所得税の一部を還付請求することができます。(諸条件有り)
還付を受けるには、当団体がお届けする寄付金受領証明書(領収書)を添付しての確定申告が必要です。**寄付金受領証明書の発送(平成29年1月中旬頃)に伴い、当団体にお届け頂いている住所(居所または事業所)、お名前、電話番号に変更がありましたお客様は下記にご記入後、FAX・メールにてご連絡下さい。**

何卒、ご協力をお願い致します。

● お申込み時の登録住所が勤務先のみ(例 広報誌郵送先)のお客様もお手数ですが下記にご自宅の住所を記入後、FAX・メールをお送り下さるようお願い申し上げます。これは確定申告書の住所(居所または事業所)と寄付金受領証明書の住所が同じでなくてはならないためです。

※広報誌郵送先を変えるものではありません。

変更前

お名前	
住所 (居所又は事業所)	〒 _____
電話番号	

変更後

お名前	
住所 (居所又は事業所)	〒 _____ ※確定申告書を作成する際の住所と同じにしてください
電話番号	

FAX番号 098-938-0108

メールアドレス info@okinawa-acs.jp

●平成28年度の寄付金控除対象期間

平成28年1月1日～平成28年12月31日となります。この期間に頂いたご寄附の受領証明書を平成29年1月中旬頃発送する予定です。

●変更期限

平成28年12月26日までにご連絡下さい。期日を過ぎた場合、1月中旬頃までに発行出来ない場合がございます。

●寄付金受領証明書の再発行について

確定申告で使う受領証明書は、公的なものですので残念ながら再発行は致しかねます。そのため、受取りましたら決してなくさないようにお気をつけ下さい。